

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、「(仮称)Landport 京都伏見に係る配慮書」が提出されましたので、条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書を縦覧に供します。

令和6年3月26日

京都市長 松井 孝治

1 事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

野村不動産株式会社 代表取締役社長 松尾 大作

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模等

(1) 名称

(仮称) Landport 京都伏見

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業 及び  
建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

開発面積：約55,000 m<sup>2</sup>

建築物の延べ面積：約130,000 m<sup>2</sup>

建築物の高さ：42.0m

3 事業実施想定区域

京都市伏見区向島上五反田89番1他53筆 里道、水路含む

4 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 縦覧の期間

令和6年3月26日から同年4月25日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

(4) 縦覧内容

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから閲覧することができます。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000324125.html>

(環境政策局環境企画部環境管理課)